

第4回文教厚生常任委員会会議録

令和6年3月14日

○事 件

所管課報告事項

- (1) 財産の取得（小学校教師用教科書及び指導書等）について（学校教育課）
- (2) 八雲町災害時要援護者避難支援プランの改定について（保健福祉課）
- (3) 国保税賦課限度額等の改正について（住民生活課）
- (4) 低所得世帯支援給付金給付事業（物価高騰支援給付金（住民税均等割のみ課税世帯））について（住民生活課）
- (5) 低所得世帯支援給付金給付事業（物価高騰支援給付金（子ども加算））について（住民生活課）
- (6) 八雲町子育て世帯への給付金の支給について〈実績概要〉（住民生活課）
- (7) 八雲町保育士等家賃助成事業補助金交付要綱について（住民生活課）

協議事項

- (1) 子育て支援に関する要望書の提出に向けた取り組みについて（通学路）

○出席委員（6名）

| | | | |
|-----|-----------|------|-----------|
| 委員長 | 赤 井 睦 美 君 | 副委員長 | 佐 藤 智 子 君 |
| | 倉 地 清 子 君 | | 齋 藤 實 君 |
| | 関 口 正 博 君 | | 能登谷 正 人 君 |
| | 大久保 建 一 君 | | 黒 島 竹 満 君 |

○欠席委員（0名）

○出席委員外議員（4名）

| | | | |
|----|-----------|--|-----------|
| 議長 | 千 葉 隆 君 | | 宮 本 雅 晴 君 |
| | 三 澤 公 雄 君 | | 牧 野 仁 君 |

○出席説明員（11名）

| | | | |
|----------|-----------|----------|-----------|
| 学校教育課長 | 三 坂 亮 司 君 | 学校教育課参事 | 小 林 卓 也 君 |
| 施設係長 | 阿 部 任 敏 君 | 保健福祉課長 | 戸 田 淳 君 |
| 高齢者福祉係長 | 松 田 教 子 君 | 住民生活課長 | 石 黒 陽 子 君 |
| 住民生活課長補佐 | 武 田 利 恵 君 | 国民健康保険係長 | 清 水 満 里 君 |
| 児童係長 | 藤 原 のぞみ 君 | 児童係主事 | 助 工 慎太郎 君 |
| 社会係主事 | 庄 司 敏 郎 君 | | |

○出席事務局職員

| | | | |
|------|---------|------|-----------|
| 事務局長 | 三 澤 聡 君 | 庶務係長 | 菊 地 恵梨花 君 |
|------|---------|------|-----------|

◎ 開会・委員長挨拶

○委員長（赤井睦美君） おはようございます。これより、第4回文教厚生常任委員会を開始します。

◎ 所管課報告事項

【学校教育課職員入室】

○委員長（赤井睦美君） 早速、学校教育課より財産の取得についてご報告よろしくお願いたします。

○学校教育課長（三坂亮司君） 委員長、学校教育課長。

○委員長（赤井睦美君） 学校教育課長。

○学校教育課長（三坂亮司君） おはようございます。それでは、財産の取得についてご説明いたします。座って説明させていただきます。

資料1ページをご覧ください。今回報告するのは、4年に一度改訂されます、教科書について、令和6年度は小学校用教科書の改訂年度にあたり、各学校へ配備する必要がある教師用の教科書及び指導書の購入による財産取得であります。本件は、令和6年度当初予算であり、現在開会中の定例会にて予算案を上程し、予算特別委員会で審議いただいたところであり、明日の本会議において、令和6年度予算が可決する予定ですが、教師用の教科書及び指導書は、4月、新学期早々に使用するものであり、入学式前に購入し各学校へ配備を行う必要があります。

今回購入するにあたり、小学校7校分で購入金額が約1,465万円となることから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例、第3条に規定する、予定価格1千万円以上の動産の買入れに該当することから、議決をいただいたうえで購入する案件となります。また、教科書は、入学式までには各学校へ配備する必要があることから、令和6年度予算成立後、直ちに契約から納品までを行う必要があります。そのため、地方自治法第179条第1項に規定される、緊急を要する案件であること、議会を招集する時間的な余裕がないことを勘案し、4月1日付で専決処分を行う予定でありますので、委員会へ報告したものです。

取得する財産は、小学校教師用教科書及び指導書等であり取得金額は、1,465万3,328円で契約の相手方は、町内小中学校の教科書取扱書店である資料記載の2者となっております。

教科書購入の仕組みについては、資料2ページでご説明させていただきます。文部科学省で認可された教科書の発行者は、教科書を各学校まで供給する義務を負います。しかしながら、発行者自身が各学校まで供給することはできないため、この義務を履行するために、教科書・一般書籍供給業者と契約を結んで供給を行います。この教科書・一般供給業者は、各都道府県に概ね1か所ずつあり、管轄する管内の教科書の需給調整や過不足の調整、残本や教科書代金の回収を行うほか、一般書籍や教材などの卸売りも行います。この供給業者と教科書取扱店が契約を行い、取扱店が教科書を学校に納品する流れとなっており、通常は一般

の書店がこの業務を行っています。八雲町では、この教科書取扱店は2店あり、八雲地域の取り扱いは知野商店、熊石地域の取り扱いはミュージック館が担当しています。町は、この教科書取扱店と購入の契約を結び、取扱店から各学校へ直接納品してもらうこととなります。なお、購入する単価については、教科書という性質上、全国一律とされているところで

す。
教科書は4年に1度改訂されることから、これまでも4年ごとに教科書取扱店と契約を結んで購入していたところではありますが、今回から教科書改訂の間では、1人1台端末の整備や社会のデジタル化が進んできたことにより、デジタル教材とセットになっているものが急激に増えており、1冊当たりの単価が大幅に上がっていることから、今回、議会の議決に付すべき財産の取得に係る価格を上回ったことによるものであります。

資料1ページに戻りますが、専決処分日は、4月1日を予定しており、4月以降に開催される議会において、本専決処分の報告を行うこととしておりますので、よろしくお願いいたします。以上、財産の取得についての説明といたします。よろしくお願いいたします。

○委員長（赤井睦美君） このことについて、質問、ご意見ありませんか。

○委員（倉地清子君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 倉地委員。

○委員（倉地清子君） 価格の高騰ということですが、ちなみになんです、前ってどれくらいだったんですか。

○施設係長（阿部任敏君） 委員長、施設係長。

○委員長（赤井睦美君） 施設係長。

○施設係長（阿部任敏君） 前は令和2年度に購入したところですが、そのときは総額で970万円くらいでした。

○委員長（赤井睦美君） ほかにありませんか。

○委員（佐藤智子君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 佐藤委員。

○委員（佐藤智子君） 先ほどデジタル教材が含まれる等のお話がありましたが、具体的にはどういうふうに含まれているんですか。

○学校教育課参事（小林卓也君） 委員長学校教育課参事。

○委員長（赤井睦美君） 参事。

○学校教育課参事（小林卓也君） 今のご質問にお答えします。まず教師用指導書の中には含まれるものとして、教師用の教科書、これは俗にいう赤刷りって言い方をして、赤で子どもと同じ教科書に赤で解説が書かれているものです。その赤刷りの内容は教師の簡単な教材の解説。そのほかに別冊として指導書ってものがある、それはその単元、単元の指導の狙い、重点等と、あと指導計画等の例が示されているものとなります。

今回デジタルが含まれた部分では、今お話した指導書のデジタルな、つまりパソコン上で見れるようなデジタル冊子、そのほかに指導用のデジタル教科書、これは子ども達が使う教科書とはちょっと仕様が異なっていて、たとえば算数の教科書だったらクリックしたら回答やその回答へ向かう解説動画が多く含まれています。ですので、授業場面では教師がそれを大型モニターに移して、子ども達にそれを見せながら解説するってものになります。

そのほかパソコン上で取扱うことができるプリント教材等になります。これは今まで紙もので提供されていて、教師はそれをコピーして使ったりしていたんですが、それがデータで提供されることによって、子ども達にあわせて教師が少し手を加えて出せるものになっております。それらのデジタルデータが、かなりこの指導書セットに同梱されて販売される形式になったので、価格が上乘せになるということになっております。以上です。

○委員長（赤井睦美君） ほかにありませんか。

○委員（関口正博君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 関口委員。

○委員（関口正博君） これ物品購入の部分でこの教科書等は町内で熊石も含めて二業者だけってことですね。

○学校教育課長（三坂亮司君） 委員長、学校教育課長。

○委員長（赤井睦美君） 学校教育課長。

○学校教育課長（三坂亮司君） 関口委員ご指摘のとおり町内では二業者だけです。

○委員（関口正博君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 関口委員。

○委員（関口正博君） デジタル教材も増えてくるって意味では、結構金額が大きくなってきている部分では、もっと広くなんかこれ物品購入に関して業者の幅を広げるってことは考えられないでしょうかね。どうしても教材ってところで限定されるものなのか。

○学校教育課長（三坂亮司君） 委員長、学校教育課長。

○委員長（赤井睦美君） 学校教育課長。

○学校教育課長（三坂亮司君） この、先ほど資料2ページのほうでもお話しをしましたが、まず教科書については文科省が認可したもので、選定委員会で、各地区で同一の教科書を選定されますが、供給業者は北海道の場合は一者供給会社があります。そこから委託を受けた地域ごとに書店等を指定して販売店が決まるものですから、教科書の取り扱い店が決まるので、少し広げてだとかという部分は我々の中ではできない状況となっております。

○委員（関口正博君） わかりました。

○委員（倉地清子君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 倉地委員。

○委員（倉地清子君） 細かなことを聞かせてもらいます。各都道府県に一店というのは北海道ってどこですか。

○学校教育課長（三坂亮司君） 委員長、学校教育課長。

○委員長（赤井睦美君） 学校教育課長。

○学校教育課長（三坂亮司君） 12 ページに括弧書きで記載しておりますが、北海道の場合は株式会社北海道教科書供給所ってところ。札幌です。

○委員長（赤井睦美君） ほかにありませんか。

○委員（大久保健一君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 大久保委員。

○委員（大久保健一君） これ教師の分だけってことですね、1人頭の単価っていかひとセットっていくらくらいするんですか。

○学校教育課長（三坂亮司君） 委員長、学校教育課長。

○委員長（赤井睦美君） 学校教育課長。

○学校教育課長（三坂亮司君） 単純に小学校分だけですので、1校あたり200万円ちょっとですね。小学校の場合も6年生まであるので、全ての教科書ですね。これ各学校、先生が多いか少ないかに関係なく、1校1セットずつが供給されることとなっています。

○委員（大久保健一君） そしたら八雲小学校でも熊石小学校でも一緒ってこと。

○委員外議員（三澤公雄君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 三澤議員。

○委員外議員（三澤公雄君） 今ちょっと大久保さんの質問で分かりづらかったから。

令和6年の1月末現在で職員数を見たら小学校の職員がさ、97人って言ったけれども、これ管理職と公務補も含めてるからそうやっていただけけれども、今の質問からいったら各学校1セットってことなの。それでね、教科書っていうのは確か令和2年のときだったかな、公民館でこういった教科書を選定していますって言って閲覧できるようになっていましたよね、この時期か分からないけれども。この指導書っていうのは見れないのかなって思うんだけど。関心のある人しか見ないけれども、どういった指導法なのかってことも関心のある保護者がいても見れないの。

○学校教育課参事（小林卓也君） 委員長学校教育課参事。

○委員長（赤井睦美君） 参事。

○学校教育課参事（小林卓也君） 児童用の教科書は国から無償配布されていて、広く地域住民にも広く公開しなさいってようなことが示されているんですが、指導書についてはあくまでもその業者業者の著作権があるので、むやみに多くの人たちで共有してるところについては著作権等に関わってくると判断しています。

○委員長（赤井睦美君） ほかにありませんか。

この札幌の業者さんとの契約だから、学校教育課でどうのこうのはないのかもしれないが、八雲地域と熊石地域で学校の数も違うし、金額からいって同じ業者さんが受けるときに、これはもっと半分にしてもいいんじゃないかって、地域で分けなくて学校数で分けてもいいんじゃないかと思いますが、これは本家本元の供給所がどのように決めてるんですか。

○学校教育課参事（三坂亮司君） 委員長、学校教育課長。

○委員長（赤井睦美君） 課長。

○学校教育課長（三坂亮司君） 具体的な中身でいきますと、我々のほうではできないっていうのが現状で、非常にこの教科書、今回、今お話をしているのは、先生用が使うワンセットとなりますが、教科書、児童生徒の分もこの取扱店が担うこととなります。児童生徒が使う教科書については、国が必要数分を普及するかたちになるので、町を経由しないんですが、その取扱い量が多いということで、なかなか取り扱ってくれる書店さんがなくて、ようやく探してこういう割り振りになっています。

ちなみにミュージック館については、高校の教科書も扱っているということで、これ以上の書籍は扱えないってなっています。

○委員長（赤井睦美君） じゃあこの契約は教育委員会を通さずにここと直接やっているから、教育委員会が変更するとかはできないと。

- 委員（大久保建一君） はい。
- 委員長（赤井睦美君） 大久保委員。
- 委員（大久保建一君） ちなみにこれ、教科書は国が国費で直接でしょ。これってこの教師用のやつというのは財源がくるんですか、国から。
- 学校教育課長（三坂亮司君） 委員長、学校教育課長。
- 委員長（赤井睦美君） 学校教育課長。
- 学校教育課長（三坂亮司君） ちょっと詳しくはあれですが、国から交付税等はあるかと思うんですが、特段の何かこのためのって明確なものはないと思います。
- 委員（大久保建一君） そういうものなんだ。
- 議長（千葉 隆君） 町立だから。だから交付税で小学校何校と違って単位で、国で計算して交付税で。
- 委員（大久保建一君） だからそっちで見られているだろうって。
- 委員長（赤井睦美君） ほかにありませんか。
- なければこれで終わります。ありがとうございました。

【学校教育課職員退室】

【保健福祉課職員入室】

- 委員長（赤井睦美君） お疲れ様です。
- それでは、八雲町災害時要援護者避難支援プランの改定について、保健福祉課より報告よろしくお願いたします。
- 高齢者福祉係長（松田教子君） 委員長、高齢者福祉係長。
- 委員長（赤井睦美君） 高齢者福祉係長。
- 高齢者福祉係長（松田教子君） 八雲町災害時要援護者避難支援プランの改定についてご説明いたします。災害時要援護者避難支援プランとは、災害時において高齢であることや、障がい等の理由により、適切な防災行動をとることが特に困難で、家族以外の第三者の支援を必要とする要援護者について、要援護者名簿を町内会等に提供し、名簿をもとに地域における避難支援を円滑に実施するため、基本的な考え方や進め方などを定め、避難支援体制の整備を図ることを目的とし、当町では平成24年度に作成された計画です。
- この度の計画の改正理由としましては、主に2つありまして、1つ目は令和3年度の災害対策基本法の改正と、2つ目は今年度施行の改正個人情報保護法に伴うものです。
- 令和3年度の災害対策基本法の改正については、災害時の避難支援等をさらに実効性のあるものにするため、避難行動要支援者ごとに、個別避難計画の作成を市町村の努力義務としたことと、令和5年度の改正個人情報保護法により、名簿のもととなる個人情報の外部提供は①本人による同意を得ることまたは②条例による特別な定めを制定することが必要となりました。このことから、これまでは、75歳以上の高齢者のみの世帯については、本人による同意方式ではなく、個人情報保護審査会に諮問し答申をいただき、名簿対象としていましたが、今後は現行の方法で名簿作成を行うことができなくなったことから、計画の見直しが必要となったものです。主な改正内容ですが、法改正により、要援護者が避難行動要

支援者と名称変更していることに伴い、計画名を八雲町避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）に変更するものです。

次に、対象者の変更ですが、現行①の75歳以上のみの世帯の方を年齢要件で一律に名簿対象者とするをやめ、代わりに⑤の手上げ方式による名簿登録方法に変更いたします。また、文言の修正については、ご覧のとおりとなります。

災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者名簿に掲載されている方は、全員個別避難計画を作成することが必要となったことから、より優先的に支援が必要な方の個別避難計画作成に向け、年齢要件のみで一律に名簿対象者としないうことに変更するものです。ただし、高齢等により避難支援を必要とする方については、手上げ方式により名簿登録をすることとします。

資料の裏面となりますが、現在の名簿対象者は1,642名ですが、ここから年齢要件のみで該当していた方を除くと、現在同意していない方及び未回答者を併せ対象者が500名程度になると見込まれます。なお、現在個別支援計画が作成されている方は14名にとどまっております、1%未満の策定状況というのが現状であります。

今後の周知方法につきましては、広報等を通じ、手上げ方式による登録希望者を受け付けるものとします。併せて、町内会や民生委員へ、対象要件には当てはまらないが、避難支援が必要と思われる方がいる場合には、手上げ登録を促すための協力について依頼することとします。介護認定や障害等級により対象要件に該当となる方については、名簿に登録することについての同意確認書類を送付し、本人の同意を得るものとします。

個別避難計画の作成については、市町村が主体となり作成することが努力義務とされておりますが、計画内には避難支援を行う方の氏名または組織名の記載も必要となることから、町内会をはじめとする地域の方々の協力なくして計画作成は難しいことから、今後も町内会への働きかけを行っていきます。

名簿作成に係る今後のスケジュールについては、広報による周知、対象要件に該当する方について同意確認書類の送付、手上げ方式による名簿掲載希望者の募集をするものとします。

最後に、令和6年度より危機対策課が新設されることから、本事業についても危機対策課と役割分担を行い進めていく予定です。また、本計画も必要に応じ見直しを行っていく予定です。以上、説明を終わります。

○委員長（赤井睦美君） このことについて質問、意見ございませんか。

○委員（倉地清子君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 倉地委員。

○委員（倉地清子君） 理解不足だと思うんですけども、覚書を締結している町内会がありますよね、それも活かしつつ対象となっていない人が手を上げてもらうのを町内会で協力してもらって感じですか。どういう流れかちょっと、覚書を持っている町内会があって、それは活かされるんですかまだって話。

○委員（大久保健一君） 現行の覚書はいきてるのかって。

○高齢者福祉係長（佐藤順子君） 委員長、高齢者福祉係長。

○委員長（赤井睦美君） 高齢者福祉係長。

○高齢者福祉係長（佐藤順子君） 現行の同意を交わしている町内会さんについては、引き続き有効になるので、名簿はその覚書を交わしている町内会、交わしていない町内会関係なく、名簿としては対象となる方全て作るんですが、実際に個別避難計画を作るとなると、市町村の努力義務となるんですが、誰が助けに行くとかそういったことも記載する必要が出てくるので、やはり地域の方に協力を得なかつたらなかなか難しいと思うので、そういった中で、これからも、今同意を交わしていない町内会の方にも働きかけを行っていきたいと考えております。

○委員長（赤井睦美君） ほかにありませんか。

前々からこれ早く作ってほしいって声があったんだけど、町内会がなかなか難しく、覚書っていうのができなくて、それで災害になったときは、まず自分を守らないとってみんな思うから、たとえば職場に来て、私は栄町だからって栄町まで戻るのはかなり大変なことなので、町内会も段々高齢化して来たら、そこに手を上げて覚書やって助けに行きますっていうのは非常に困難なんじゃないかと思っています。だからって役場で全部やってということではないけれども、その覚書を作っていく上で、説明会、各町内会で説明会とかあったほうが、行けないからうちは無理とかってなってしまうたら、この計画の意味がないので。前はよく本当に重度障害の方から、本当のときに別に来てくれなくてもいいと、みんなそれぞれ事情があるから、絶対に来てくれなんて思わないけれども、でもこういう覚書があったら、もしかしたら来てくれるかもしれないって、その気持ちだけでいいってその方はおっしゃっていたけれども、だから頼れる場所があるかないかだけで、本人は違うっておっしゃっていたけれども、そういうことも含めて要援護者さんだけではなくて支援する側に説明会とかあったほうがいいんじゃないかって思うんですけれども、どうでしょうか。

○保健福祉課長（戸田 淳君） 委員長、保健福祉課長。

○委員長（赤井睦美君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（戸田 淳君） 町のほうから積極的に支援する場合の説明会を開催した方が良くということで、おっしゃるとおりだと思います。プラン作成したときには八雲地域、熊石地域を含めて、相当広範囲にそういう説明会を設定したんですけれども、その後なかなかそういうのには至らず、出前説明会でメニューにしてありまして、このプランのこともメニューにしていますし、防災のほうで避難の関係だとか、総務でメニューしていて、お互いに依頼があったら合同で両方合わせてやりましょうってことで、近年、何町内会かずつ、数は少ないですがやってきたんですが、なかなか増えない状況があるので、町のほうからも、たとえば浸水区域や河川の氾濫区域だとか、そういう区域をある程度まず優先順位を付けて声をかけていかないといけないっていうのは内部で話しているところなので、今後そういうことで少しずつ働きかけは進めていきたいと考えています。

○委員長（赤井睦美君） せめて町内会長さんが集まったときでもいいので、それでないと栄町だけ事例を言ったら申し訳ないけれども、みんな高齢化してるから自分のことで精一杯で人のことなんてできないって声が多くて、けどもまだまだ若い人は八雲に居るから、自分ではできなくても町内会でせめてこういう人達でやりましょうってことがあってもいいんじゃないかって私は思っているんで、できれば町内会長さんが集まったときにでも一言説明していただけたら助かります。

○委員外議員（三澤公雄君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 三澤議員。

○委員外議員（三澤公雄君） 一般質問でも触れたところだったので、予算委員会でも話しましたが、こういった町内会以外の避難支援を行う方の氏名、組織名も必要となるって、それから今度防災担当部局ができるきっかけもあるわけだから、国のほうにいわゆる機能別消防団って表現で、予算委員会でも質問したけれども、そういった避難活動を手伝うって有志を最初から募っておく、そういった方々なんかの必要性も出てくるんじゃないかと。機能別だからもっと役割、細分化したら、じゃあ僕はこの部分を応援しようとか、そういった手を上げやすくなるし、そういったことをアピールすることが災害訓練の周知になると思うので、是非新しい防災担当部局ができるきっかけをもって、お互いの役割分担もあるけれども、そういった町民に防災に関わる町内会以外の取り組みってことを十分説明しないと手を上げれる人があげないっていうか、理解できなくて。今も赤井委員長、どうしてもこの議論でも町内会ってことが主になるけれども、そうじゃないことができるかたちになるんじゃないかと思っておりますので、どうなんでしょう。解釈間違っていますか。

○保健福祉課長（戸田 淳君） 委員長、保健福祉課長。

○委員長（赤井睦美君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（戸田 淳君） 解釈というのは間違っているってことは全然なくて、我々も今までやっぱり津波をメインとして、同じような説明をずっと繰り返してきてるんだけど、やっぱり支援者、名前を書くのがすごいプレッシャーというか、難しいということもあったり、それもたとえばですけども、まだプランにはないんですが、今、係と話をしている中では、災害もいろんなのがあって、今ワンパターンなんですけど、名前を書くのが厳しいんですが、停電のときだったらいけるかもしれないとか、災害のこういう場合だったら私は手伝えるかもしれないとか、そういう取り組みをしている自治体なんかもあって、一回に全部災害があつたら全部この人がついているのは、すごく負担になるし難しいのになつて、現行そういう計画なんですけど、とっかかりとして、少しずつ支援するような取組ができるようなものというのにも必要なのかなと。そこからまた広げていける方法もないのになつてことは考えていました。

そういう意味からしたら三澤議員さんが今話されたことは、正直ちょっとそこまで頭は回ってない、思いついてなかったんですが、新たな視点で、できる人がつてところでは町内会に限らなくても可能な方法っていうのが、どういった方法があるのかっていうのは、まだまだ検討の余地があるなつて思っていますし、役割分担もあるんですが、我々の方ももうちょっと考えながら行きたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（赤井睦美君） ほかにありませんか。

○委員（黒島竹満君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 黒島委員。

○委員（黒島竹満君） この部分については、本当に町内会でないとかなり難しい部分があるんだよね。うちの場合は何年も前からやってるけれども、支援するのに、結局年寄りしかいない、独居老人しかいない、子ども達が札幌だとか旅に出てるから、その人たちにもあれもらわないとないからさ。承諾もらわないとないから。なんかあつたときに連絡するように、

その人たちにも連絡しておいて、そして家に入って介護するってことで、きちんとやらないと。だから他所からきてやるっていうのは相当難しいと思うんだよね。だから町内会がいて、先に立ってやってもらわないと、多分難しいんじゃないかと思う。そうしたら町内会だったら消防団員やいろんな人間がいるから、それを全部貼り付けて、何かあったときにはその地域でやるよってスタイルとって、うちはそうやってやってるから。だから各町内会でやっぱりそういう協力をしてもらおうように頼んで歩かないと、なかなか難しいと思うよ。

一番先にうちの町内会は動いてるからその部分について。それで、だから薬でも何でもちゃんと冷蔵庫に、箱に入れて置いといてって、その薬も一緒に持ち出せるように。そこまでちゃんと、独居老人にはちゃんとそこまでちゃんと言ってやらないと、なかなかこれ難しいんだわ。だから、なかなか他の町内会は難しいからね、なかなか、そして今度やっぱり今のあれ貰うのに、同意をもらうのにさ、なかなか地域の人じゃないといけないから。そういう部分でやっぱりあれしていったほうが、町内会に頼んでできるだけやってってもらったほうがいいんじゃないかって思うんだよね。

○保健福祉課長（戸田 淳君） 委員長、保健福祉課長。

○委員長（赤井睦美君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（戸田 淳君） 委員さんの意見も、うちのほうも、いろんな今まででない可能性ややり方も検討していきますし、やはり一番というのはやっぱり地域にお住いの方をメインに進めていかないと、山越の町内会さんについては特にこのプランを作成したときに既に誰が誰を助けに行くかは計画できる前から準備ができていて、本当に先進的な町内だと思っています。

このプランの変更というか改定のタイミングがあったので、議会終了後、来週、週明けに町連協の総会も控えているので、その中でまずは、今回は改定の話をしていただきまして、その中でお願いしつつ、今後、各町内会に対してもアプローチできるかたちで進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○委員外議員（三澤公雄君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 三澤議員。

○委員外議員（三澤公雄君） 理解の仕方を町内会が一番大事っていうのは地域が分かっているからであって、他所から来た人も町内会の協力がないと、情報のことも含めてできないので。でも一方で、現行制度で計画策定ができていてるのは、この程度で終わっているって背景は、うちはもうできないって端から思っている町内会が多いと思うんですね。だからモデル地区がどう努力しているかって紹介も足りなかったかもしれないし、一方で、そういった情報提供、現場に行くけれども実際の実働、人を運び出すだとかいろんな支えて動くってことは外部から来た、力のある人に任せられるだとか、そういった工夫もしていかないと、この計画は広がらないと思うんです。そういう意味で先ほど話をした部分があるんだけど、やっぱり町内会の協力をなくしてはできないと思うんだけど、一方で町内会に頼ってもできないってことで、新しい試みをしないといけないと思います。

○委員（黒島竹満君） だから一緒にやる方法を考えたらいい。

○委員（斎藤 實君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 斎藤委員。

○委員（斎藤 實君） うちの町内会、昭和 52 年に設立して、その後しばらくしてから私も会長になってことで続けてきたんですけれども、うちの規約の中にですね、交通部会と防災部会っていう二つ作って部会作ったんです。それで防災のほうは消防団の人たちをお願いをして、やっておりました。それで南西沖のときにですね、やはりそれが生きて声掛けをして避難してもらって、ただそのときにですね、やっぱり老人の方で最後まで私は避難しませんってことでですね、どうしたのって、当時別に熊石がやったわけではないので電話が来て、当時は固定電話だから、うちのものがとって僕に連絡くれたんですけれども、やはりそういう逃げない人もいるんですね。それで防災に関わる、災害に関わるものについては、いろんな場面があるんですね。だから想定することも必要なだけけれども、やはり各町内会の活動の中では、やっぱりどうしても地域見れるそういう体制づくりはやっぱり必要だと思うんですね。ただ、せたな町がなんか良い組織作って、それを町も支援してるってことを僕ちらっとだいたい前に聞いているんですね。ですから、そういう部分もちょっと、これからうちの町内のほうも今若いたって 60 代の会長さんですが、いろいろ気配りしてくれましてですね、声をかけて、普段から声をかけているんですね。ただ組織的に作ってありませんので、せたなの部分ちょっと参考になったほうがいいのかと思って日常感じておりました。ただ、せたなの情報はないんでしょ。

○保健福祉課長（戸田 淳君） 委員長、保健福祉課長。

○委員長（赤井睦美君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（戸田 淳君） 持ち合わせていませんでした。調べてもいませんでした。

○委員（斎藤 實君） 私も聞いてみます、今度。

○委員（大久保建一君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 大久保委員。

○委員（大久保建一君） すみません、うちは覚書のない町内会なんですけど、これちょっと確認なんですけど、覚書をしていないと名簿は来ないってことなのかな。

○高齢者福祉係長（松田教子君） 委員長、高齢者福祉係長。

○委員長（赤井睦美君） 高齢者福祉係長。

○高齢者福祉係長（松田教子君） その中の個人情報が含まれますので、そういった個人情報を流出させないためにも、覚書を交わして町内会さんのほうに名簿をお渡しするってことになっています。

○委員（大久保建一君） 内容の確認なんですけれども、今回は個人情報の関係があるから、年寄りの一人暮らしでも手を上げなかった人は載らないってことですか。

○高齢者福祉係長（松田教子君） 委員長、高齢者福祉係長。

○委員長（赤井睦美君） 高齢者福祉係長。

○高齢者福祉係長（松田教子君） そうですね、今までは年齢要件で 75 歳以上の方を入れていたんですが、今回、災害対策基本法の中で名簿に載った方は基本全員対象者に、個別避難計画を作るって対象者になったことから、現状、やはり 14 名しか作れていないというところがあるので、正直、高齢者の方すべて本来入れたほうがいいのかと思うんですが、その中でもより支援の必要な方ということをもとに先についてことで、今回一律の年齢要件って

ところからは対象外とさせていただきまして、やはり不安だっ方については自ら手を上げていただいて、その手上げてかたちで考えています。

○委員（大久保健一君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 大久保委員。

○委員（大久保健一君） 今後なんだけれども、これが整備されてきたら、また元に戻ってきて高齢者全部対象にするってなっていくのかな。

○高齢者福祉係長（松田教子君） 委員長、高齢者福祉係長。

○委員長（赤井睦美君） 高齢者福祉係長。

○高齢者福祉係長（松田教子君） 正直なかなか難しい問題だっ感じています。先ほどちょっと申し上げましたとおり、その、どうしても近所の方やそういった方にご協力を得ながらではないと、なかなか作れないってことで、本来、全ての方というか、作れたほうがいいと思うんですが、正直そこまで75歳の方全てを対象でできるかっていうところが、今断言ができないところであります。

○委員（大久保健一君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 大久保委員。

○委員（大久保健一君） 今回、こういうふうに変更されて、実際に支援行く人の名前まで出さないとならないとあって、覚書をしたたとえば町内会と町が覚書しますよね、その地域にそういう対象者がいたら絶対その人を出さないとなくなるの。

○保健福祉課長（戸田 淳君） 委員長、保健福祉課長。

○委員長（赤井睦美君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（戸田 淳君） 町としては、覚書を交わしていただいた町内会は取り組んでいただくって前提で、まず個人情報をも名簿出します。それで町内会のほうでは名簿にある方の中で実際に申し込いただいて、たとえば障害の1級で名簿になっています。けど中には内部疾患で、自分で名簿には載っているけれども、一人で避難できるって人もいますので、その中で非難が必要かどうか、それで町内で支援ができるってことになったら計画まで達成、作れたらいいんですが、一応同意の中で、自分で避難できる人ってチェックもあつたりして家族で避難できるってチェックもあつて、その場合は名簿から事前の提供から外しますっていう前提でそういうチェックつけるもの持っているんですが、基本的に名簿にある方は助けてほしいって人が出るはずですが、ただちょっとしたそういう人たちを全員、個別避難計画を作るように取り組んでくださいってお願いを町内会にはするんですが、あとどこまで取り組めるかは町内会さんのほうってなるので、絶対に作らないとないってことが課せられてるってことではないです。

○委員（大久保健一君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 大久保委員。

○委員（大久保健一君） わかりました。絶対できなくもいいからとりあえず覚書やってくれってことかな。

○保健福祉課長（戸田 淳君） 取り組む前提でやると。

○委員（大久保健一君） 分かりました。

○委員（斎藤 實君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 斎藤委員。

○委員（斎藤 實君） 日常ですね、町内会活動で困るのは、やっぱり独居老人だとか高齢者の、夫婦でいる場合は問題ないんですが、一人暮らしの場合は、民生委員さんがたとえば緊急で何か連絡することがあったらってことで、町内の人だとか、それから離れている子どもの電話番号だとかそういうものを確認している場面は確かあるはずなんです。うちも親戚の人でなんかあったら家についてってことで、そういうのを作っているの、民生委員さんもそういうものを持っているはずなんです。だから町内会活動でもあまり個人情報云々くんぬんってやったら本当に動きにくい、正直言って。その辺の悩みもやっぱり活動の中ではありませんよ。

○委員長（赤井睦美君） 是非町内会長さんの総会があるってことで、そういう声を伝えて作っていただけたら。

○議長（千葉 隆君） 一点だけ。

○1番（赤井睦美君） 議長。

○議長（千葉 隆君） 私も元々一般質問でやったから、最初にできたときに。町内会に頼っても、何年か前まで俺もそうだったんだけど、そこに居住していないのに広報配ったり電気料やったりして、そもそもその地域は町内会機能してないっていうか、地域もあるわけだから。実質、町内会ない地域もあるわけだし、町内会の活動も温度差あるし、それから地域差もあるから、全てを町内会に求めるって限度がまず一つはあるってことね、それは三澤さんも。そういう部分も含めて、施設の利用者は対象外だから、施設のほうも地域ごとに避難計画を作ったりするときに訓練しなければ、防火訓練と自然災害の訓練をしないとないから地域の方々と協定を結んで、地域の支援を受けてるんだけど、それ以外に団体も受けてたりしてるんだよね、実際に。いろいろな団体と協定を結んで防火訓練のときに見学に来てもらったりして。そういう方向性も当然必要だと思うんです。ただ、その町内会でもうちょっと協力してもらうためには、保健福祉課のほうで担当するのか、今町内会のほうで担当課違うから、だから地域コミュニティ助成金ってあって、あるんだけど、コミュニティに入らなかつたら防災の支援してくれる部分については、いくらか助成して金銭的な部分も支援するというか、その中で実際に計画練っただけじゃだめで、精神的なところはプランだけではなくて、年に1回か2回は訓練するんだから、そういうところも含めてやっぱり金銭的な部分もお金がかかるから、やりたがらないって部分もあるし。町内会も少しもお金になるなら頑張るかなって部分も出てくると思うので、ただ今のまま必要です、必要ですって言っても、なかなか限度があって、この状態があるので、その辺ある程度コミュニティ助成よりも地域にとってはこういう防災とかのほうの方が重要なんじゃないかなって思うんだよね。命にかかわることに対する地域活動で、町内会にお願いするっていう部分では、自治体として。だから違う助成金の部分よりも、こういうところに助成金を出してやらないと、なかなか町内会も足腰弱くなってきてるから。そういうところに予算付けたほうが体育館移転するだとかプール移転するっていう前に、こっちにお金付けてほしいなって気がするので考えてほしいなって、協議してほしいって。

○保健福祉課長（戸田 淳君） 委員長、保健福祉課長。

○委員長（赤井睦美君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（戸田 淳君） 確かにコミュニティ助成もメニュー取り組んで、一件、確か6千円程度ですので、なかなかそれがあるからってことの動機づけにもというのもどうなのかなってところもあります。ご意見いただいた部分を含めて内部のほうで協議させていただきたいと思います。

○委員長（赤井睦美君） ほかにありませんか。

○委員（大久保健一君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 大久保委員。

○委員（大久保健一君） わからないんだけど、まず自分のところに要支援者がいるかないか覚書をしないと分からないってことでしょ。だけど役場からまず要支援者って把握しているほうのいるところの地域に先に町内会にアプローチしたほうがいいんじゃないの。全くいないところでミスマッチ起こると思うんだ。全くいないところの町内会が積極的にやるって言ってそんなところはいっぱいあってもしょうがないし、まずそういう人がいるところの町内会からまず先に結んでくれませんかというやつのやったほうが効率的じゃないかなって思うけど。

○高齢者福祉係長（松田教子君） 委員長、高齢者福祉係長。

○委員長（赤井睦美君） 高齢者福祉係長。

○高齢者福祉係長（松田教子君） 今までについては、ほとんど支援者がいないところっていうのが少なく、75歳以上全部含めているので、そうするとほとんどの町内会さんが。

○委員（大久保健一君） 今まではね。

○高齢者福祉係長（松田教子君） 確かに、今後については高齢者の方が大半なので、それが少なくなることによって、もしかしたら支援の対象となる方がいないという。

○委員（大久保健一君） かなり少なくなるよね。

○高齢者福祉係長（松田教子君） それでやはり障害の持っている方については、地域の方に自分が障害を持っているってことを知られたくないから、出たくないって方もいらっしゃるって、なのでそういう意味でもあとは同意があるかないか、返事が返ってこない方も一定数いて、なので、かなり実際には500人よりもそういった部分を除いていくとかなり減っていくと思います。今後のそういったやり方についても、ちょっとまだそこまで本当に具体的な部分までは検討できていなかったんですが、国の施策としてはたとえば洪水になりそうな地域を優先にですとか、こういうふうに作りなさいっていうのが理想形ですが、たとえば取り組んでいただいただけそうな町内会や、そういったところに今おっしゃったとおり、ピンポイントをお願いするのも一つの方法ではあるのかなって考えていて、4月から新設される危機対策課ともいろいろ相談しながら行っていきたいと考えています。

○委員長（赤井睦美君） よろしいですか。

ほかにありませんか。なければこれで終わります。ありがとうございました。

【保健福祉課職員退室】

【住民生活課職員入室】

○委員長（赤井睦美君） それでは、五つの報告がありますので、一番から順番によろしく
お願いいたします。

○住民生活課長（石黒陽子君） 委員長、住民生活課長。

○委員長（赤井睦美君） 住民生活課長。

○住民生活課長（石黒陽子君） それでは住民生活課のほうから国保税をはじめとして給付
金事業及び子ども加算、令和5年4月1日を基準として実施しておりました、子育て世帯へ
の給付金事業、ならびに保育士等家賃助成事業の交付要綱についてご報告させていただきます
ので、各担当のほうからご報告いたします。よろしくお願いいたします。

○国民健康保険係長（清水満里君） 委員長、国民健康保険係長。

○委員長（赤井睦美君） 国民健康保険係長。

○国民健康保険係長（清水満里君） それでは私のほうから国民健康保険税賦課限度額等の
改正についてご説明いたします。

資料1ページ、2ページになります。令和6年度、政府の税制改正により、資料記載のと
おり、国民健康保険税の賦課限度額及び低所得者に対する軽減判定所得が見直しとなりま
す。賦課限度額では、後期支援22万円が24万円の2万円増となり合計で104万円から106
万円と2万円の増額となります。これにより、八雲町ではおよそ180世帯に影響し、350万
6千円の国保税増が見込まれます。

また、軽減判定所得では、軽減の対象となる世帯の軽減所得判定において被保者数等の数
に乗すべき金額が5割軽減では29万円から29万5千円に、2割軽減では53万5千円から
54万5千円に引き上げられます。これにより、軽減世帯が21世帯増え、51万1千円が減額
される見込みです。なお、この改正は、国会での成立が3月末の見込みであるため、4月1
日から施行されなければならないことから、地方自治法第179条第1項の専決処分により
改正し、次回開催の議会に報告する予定でありますことを申し添えます。以上です。

○委員長（赤井睦美君） このことについて、質問、ご意見ありませんか。

（「なし」という声あり）

○委員長（赤井睦美君） じゃあないってことで二番お願いします。

○住民生活課長補佐（武田利恵君） 委員長、住民生活課長補佐。

○委員長（赤井睦美君） 住民生活課長補佐。

○住民生活課長補佐（武田利恵君） それでは、私のほうから物価高騰支援給付金給付事業
住民税均等割のみ課税世帯分についてご説明させていただきます。資料の3ページをご覧
ください。

1番の目的でございますが、国において、令和5年11月2日閣議決定された、デフレ完
全脱却のための総合対策に基づき、住民税均等割のみ課税世帯を対象に、1世帯当たり10
万円の給付金を支給し、生活の支援を図るものでございます。

支給対象者については、令和5年12月1日時点で八雲町に住民登録のある、令和5年度
の住民税が均等割のみ課税である世帯の世帯主で、支給額は1世帯当たり10万円となっ
ております。

支給対象世帯数は550世帯を見込んでおり、予算額は事業費、事務費を合わせ5,774万
1千円で、1月24日開催の第1回臨時会において、すでに議決をいただいております。

今後のスケジュールでございますが、3月7日すでに確認書等を発送しておりまして、4月8日1回目の振込を予定しており、4月30日申請期限となっております。なお、4月30日までに申請の無い方に対しては、勸奨通知をお送りし、最終申請期限を8月31日、最終振込を9月下旬と予定しております。また、今後実施予定の令和6年度新たに非課税または均等割のみ課税となった世帯に対する10万円の給付及び定額減税しきれないと見込まれる、所得税、住民税の納税義務者に対し、定額減税しきれない額を1万円単位で給付する調整給付、これらにつきましては、詳細が決まり次第、常任委員会での報告及び、予算の補正をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。説明は以上になります。

○委員長（赤井睦美君） このことについて、1月の定例会でご説明していたんですが、どうですか。

（「なし」という声あり）

○委員長（赤井睦美君） では三番よろしくお願いいたします。

○児童係長（藤原のぞみ君） 委員長、児童係長。

○委員長（赤井睦美君） 児童係長。

○児童係長（藤原のぞみ君） 3番の低所得世帯支援給付事業、物価高騰支援給付金こども加算について説明させていただきます。

それではお手元の資料4ページ目をお開き下さい。目的については、国のデフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高の支援に基づき、先ほどの物価高騰支援給付金給付事業の均等割のみ課税世帯分と同時期に、すでに支給済の物価高騰支援給付金給付事業であります、非課税世帯分の支給対象者と均等割のみ課税世帯分の支給対象者について、世帯員に18歳以下の児童を扶養している世帯主に対し、こども加算として児童1人当たり5万円を給付する事業となります。

対象児童は、令和5年12月1日を基準日として、平成17年4月2日から令和6年8月31日までに生まれた児童となります。基本的に同一世帯員となりますが、18歳以下の児童が世帯主となっている場合で、進学などで住所を移している方などが当てはまりますが、世帯主からの申出書の提出を受けることで、同一世帯とみなし、対象の児童となります。

支給対象者の見込み人数は、非課税世帯は230人、均等割のみ課税世帯については120人を見込み、第1回臨時会にて補正予算を議決いたしました。

受給方法については、システムの関係上、物価高騰支援給付金の非課税世帯または、均等割のみ課税世帯の支給後に、対象児童を記載したお知らせを送付する形となります。先日、非課税世帯の該当世帯あてにはお知らせを送付し、別居監護等の申請などの第1回目の期限を3月25日とし、4月8日に給付する予定です。

均等割のみ課税世帯の対象者については、この給付がされてから、お知らせを送付する形となり、4月末の振込の予定としております。なお、8月31日までに出生した児童については、対象となり、その都度申請書を提出してもらい、随時支給することを予定しております。以上が低所得世帯支援給付事業、物価高騰支援給付金こども加算となります。よろしくお願いいたします。

○委員長（赤井睦美君） このことについて。

○委員（佐藤智子君） はい。

- 委員長（赤井睦美君） 佐藤委員。
- 委員（佐藤智子君） 3の対象児童で、(1)ただしのあとですが、ただし世帯主である18以下の児童を除くというのは、18歳で世帯主の人って意味ですか。
- 児童係長（藤原のぞみ君） 委員長、児童係長。
- 委員長（赤井睦美君） 児童係長。
- 児童係長（藤原のぞみ君） 18歳で世帯主、そのとおりです。
- 委員（佐藤智子君） はい。
- 委員長（赤井睦美君） 佐藤委員。
- 委員（佐藤智子君） 18歳で世帯主であっても、その人が学生だったりしたらどうなるんですか。
- 児童係長（藤原のぞみ君） 委員長、児童係長。
- 委員長（赤井睦美君） 児童係長。
- 児童係長（藤原のぞみ君） その場合は、別居監護の申出書を世帯主の方から出していただいて対象の世帯とするかたちになります。
- 委員長（赤井睦美君） ほかにありませんか。

（「なし」という声あり）

- 委員長（赤井睦美君） なければこれで終わります。次は四番、よろしく願いいたします。
- 児童係長（藤原のぞみ君） 委員長、児童係長。
- 委員長（赤井睦美君） 児童係長。
- 児童係長（藤原のぞみ君） それでは、四番の八雲町子育て世帯への給付金の給付事業につきまして、実施の結果をご報告させていただきます。

それでは、お手元の資料5ページ目をお開き下さい。昨年5月にご説明しました、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、町独自で町内のすべての子育て世帯に対しまして、児童一人あたり5万円を支給する事業となりますが、本年2月中旬にて申請を締め切り、支給実績がまとまりましたので、実施の概要を報告させていただきます。

支給対象者につきましては、2番のとおりとなります。事業期間について、児童手当、特別児童扶養手当の受給者について①の②の対象者については、7月21日に案内を送付し、7月末にてとりまとめ、8月14日に1回目の支給を完了いたしました。

③の新規の児童手当対象者については、毎月随時対象者あてにお知らせを送付し、その月末前日に支給を行いました。

④の申請が必要な方については、7月25日に案内を送付し、7月31日までに申請がされた方については、8月14日に1回目の支給をいたしました。それ以降の申請者については、毎月中旬に申請を締め切り、その月末前日に支給を行いました。

最終的な支給状況については、4番のとおりとなり、児童手当、特別児童扶養手当の受給者については、814世帯に案内し、100%の支給を行っております。申請型での支給については、当初の該当者252世帯へ案内しまして、最終的には268世帯へ支給を行いました。申請型の方については、公務員等におきまして児童を別居監護している保護者等も含まれて

おりますので、100%を超えた支給率となっております。以上が実施の概要となります。よろしくお願いたします。

○委員長（赤井睦美君） このことについて質問やご意見はありませんか。

○委員（大久保健一君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 大久保委員。

○委員（大久保健一君） 別居監護って何ですか。

○児童係長（藤原のぞみ君） 委員長、児童係長。

○委員長（赤井睦美君） 児童係長。

○児童係長（藤原のぞみ君） 別居監護というのは、単身赴任とかでですね、お子さんと奥さんを、別の市町村にいたのが単身赴任で旦那さまだけが八雲町にいらっしゃるって世帯ですと、その方、その奥様とお子さんは旦那様が扶養していますってことで、別の申請を受け付けるかたちです。

○委員長（赤井睦美君） 進学のためにお子さんが出ていくと、お母さんもついていくってパターン。

（何か言う声あり）

○委員長（赤井睦美君） ほかにありませんか。

（「なし」という声あり）

○委員長（赤井睦美君） 終わります。次は五番、よろしくお願いたします。

○児童係長（藤原のぞみ君） 委員長、児童係長。

○委員長（赤井睦美君） 児童係長。

○児童係長（藤原のぞみ君） それでは、五番の八雲町保育士等家賃助成事業補助金交付要綱についてご説明させていただきます。

昨年12月に新規事業として要求をしている旨、こちらの委員会にて説明させていただきました。運用方針が決まりましたら、再度、委員会へ報告する旨お伝えしておりました。この度運用方針が決まりましたのでご説明させていただきます。

それでは、お手元の資料6ページ目をお開き下さい。事業の概要は、低年齢児からの保育需要の増加に伴い必要となる保育士等の人材を確保するため、住宅費用を一部助成することにより、町内への保育所等への就職促進及び就労継続を図る事業となります。

開始日は、令和6年4月1日です。実施主体については、保育所、幼保連携認定こども園を運営する法人となります。

補助の対象者ですが、（1）認可保育所、認定こども園において、令和6年4月1日以降に採用となった常勤の保育士となります。経過措置を設けて、令和6年4月1日以前に採用となっていた方についても、町内の保育所等に採用の日から5年間を対象期間としまして、例えば、令和2年4月1日採用の方で補助対象者にあたる方であれば、採用から5年を経過する令和7年3月31日までを補助の対象期間としまして、この方は、令和6年4月1日から令和7年3月31日の1年間のみ補助の対象となります。

（2）民間の賃貸住宅にその職員の名義で契約をし、家賃を負担している方。ただし、町職員の家賃手当の支給要件と同様に、1親等内の親族の所有する住宅は除きます。

(3) 保育所等を設置、運営している法人等の役員ではないこと。この3つにいずれも該当する方が対象者となります。

補助の上限額は、1月あたり3万1千円であり、施設の支払う家賃手当に上乗せをして職員へ助成を行うイメージとなります。要件としまして、現在までの法人の住宅手当の額は減額をしないことを交付要件といたします。八雲町の保育士等の確保のため、長期で就労となるよう今回事業を開始することといたしました。今後、事業の周知を大学や専門学校等へも行っていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上で説明を終わります。

○委員長（赤井睦美君） このことについて質問やご意見はありませんか。

○委員（倉地清子君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 倉地委員。

○委員（倉地清子君） 5年間の期間っていうのは、今例は言ってもらいましたが、たとえば来年度に採用になったとした場合は、5年間って意味ではないですね、1年間の補助ってことですか。ちょっと意味が分かりづらかったんで。

○児童係長（藤原のぞみ君） 委員長、児童係長。

○委員長（赤井睦美君） 児童係長。

○児童係長（藤原のぞみ君） 令和6年4月1日採用の方については、そこから5年間ですので、令和11年の3月31日までが対象期間でございます。

○委員（倉地清子君） わかりました。

○委員長（赤井睦美君） ほかにありませんか。

じゃあ、3万1千円出していただいたら、ほとんど施設から出すとだいたいの家賃はただになるんですが、職員募集のときに学校に出す案内に、家賃無料、さらにI・Uターンで30万円貰えます、2年目に20万円もらえますって書いて募集してもいいってことですか。

○住民生活課長（石黒陽子君） 委員長、住民生活課長。

○委員長（赤井睦美君） 住民生活課長。

○住民生活課長（石黒陽子君） 募集要項の中に家賃が無料ということにはならないかと思えます。原則として3万1千円を限度としますが、今既存での住宅を八雲町内のを拝見していますところ、やはり7万円だとかってところもあるので、必ずしも全額補助の対象にはならないってことで、一部補助っていただけたら幸いです。よろしく願いいたします。

○委員長（赤井睦美君） 5年間ってすごいなって思うんですが、果たしてそのお金だけで来てくれるか、実際に募集している立場としては。これはどうなのかって、これいつまでですか、一生続けるわけではないですよ、たとえばやってみてこなかったって結果ってあるじゃないですか。その結果、これはあまり効果がないと思ったら辞めるのもあるんですか。

○住民生活課長（石黒陽子君） 委員長、住民生活課長。

○委員長（赤井睦美君） 住民生活課長。

○住民生活課長（石黒陽子君） やはり経過を確認ののち、助成の額も含めて検討はしてまいりますと考えてはおります。その都度、また改めて常任委員会に報告させていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○委員長（赤井睦美君） 是非、是非、確認しながらやっていってください。無駄にならないように。よろしくお願いいたします。

○委員（大久保健一君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 大久保委員。

○委員（大久保健一君） これって国がやれって話じゃないでしょ、八雲町独自でしょ。これをこの補助金をやろうってしたのはなんか要望があったからこれに繋がったってことかな。何がきっかけで。

○児童係長（藤原のぞみ君） 委員長、児童係長。

○委員長（赤井睦美君） 児童係長。

○児童係長（藤原のぞみ君） この事業の考えたきっかけは、保育士の不足ってことがありまして、その保育士の不足を解消するにはどうしたらいいかってことで保育士の方、短大や大学に勉強して行って就職活動を探すとなると、探す県内の札幌や東京ってほうが就職の希望する範囲になるってことで、そちらですと家賃の補助ですとかが優遇されているところが多いので、それであれば希望する札幌とかに希望するなら札幌とかに行ってしまうっていうのがありまして、それを八雲町のほうに保育士さんたちを呼び込むにはどうしたらいいか考えたときに、まず住む場所が必要になるなってところで。

○委員（大久保健一君） 要望も何もないけれども、とりあえずやってみましょうってこと。

○児童係長（藤原のぞみ君） そうですね。

○委員長（赤井睦美君） 保育士さんがいないので本当に保育士さん大募集なんですね。ただやっぱり学校に募集区が来るときに埼玉県と東京都は家賃が無料なんです。そして給料も高く、北海道に比べたら。だからお金だけで考えたらまだまだ不利だけれども、やっぱりお金だけではないんだなって最近思ったことがあるので、もうちょっと八雲町、町全体が魅力的になるように頑張らなきゃと思います。

○委員（関口正博君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 関口委員。

○委員（関口正博君） 4月1日から関西のほうから落部の保育園に来てくれる方がいるっていうのを聞いたんです。保育士界限っていうのは全国津々浦にそういう情報網っていうか採用要件を見ながら来るって世界なんですか、この保育士さんっていうのは。保育士さんの業界というか、条件の良いところをめぐって募集するっていうか、そういうものなんですかね、保育士さんって。でも来る方がいるってことは、早速その効果か分からないけれども、関西から来るって聞きました。

○委員長（赤井睦美君） あかしや保育園。

○委員（関口正博君） あかしや保育園。

○委員長（赤井睦美君） 派遣会社ですもんね。派遣会社から派遣されて1年間だけ。

○議長（千葉 隆君） 保育士もそうだし福祉業界にも人材派遣会社がたくさんあって毎日登録やそういう事業所にも。どこも人手不足だから。

○委員（関口正博君） 派遣会社との契約なんだ。じゃあ自治体の。

○議長（千葉 隆君） そういう会社はかなり多くなってる。

- 委員長（赤井睦美君） 会社に払うお金が高いんですよね。そのほうが施設としてはそっ
ちの補助のほうが嬉しいけれども、私たちは使っていないけれども。
- 議長（千葉 隆君） 一人 30 万とか 50 万とか 70 万とか。会社に払う。
- 委員（関口正博君） わかりました。
- 委員長（赤井睦美君） ほかにありませんか。
なければこれで終わります。ありがとうございました。

【住民生活課職員退室】

◎ 協議事項

- 委員長（赤井睦美君） それでは次、通学路についていきたいと思います。
まず調査結果。それぞれ分担して見ていただいたんですが、特別ここ危ないとかってと
ころがあったら伝えてもらいますがどこかありますか。
- 委員（関口正博君） ごめんなさい、まだ見てないです。
- 委員長（赤井睦美君） 冬がいいかって言って、冬に見ただけけれども、今歩道の除雪も
凄くされていた感じが。
- 委員（大久保健一君） 今年は特別雪が少なかったからさ。
- 委員長（赤井睦美君） じゃあ今年のは参考にならないって感じで。
- 委員外議員（三澤公雄君） これまでのデータ取っておいてあるの。聞き取りの。
- 委員長（赤井睦美君） 聞き取りというかこれ今回初めて。
でも学校もちゃんと公民館にも貼っていて、通学路の危険なところって貼ってるんだけ
れども、そんなにそんなに出雲通の工事も良くなってきたし、あと八雲高校の前に歩道がな
いので危ないなと思ったんだけど、あそこって通学路ですよ。
- 委員（倉地清子君） 私が行った地域は高橋組の前の通りでしたが、皆さん民家が多いか
らバックで出てきたりするんですね、朝に。だから危ないかなと思ったけれども、もうわか
ってるからすごく注意して出てるなっていうので、あとは横断歩道が一個しかないだけ
れども、その通りを結構好きに歩いてるけれども、車どおりが多いけれどもちゃんと避けて
無事かなと思っていました。冬道はちゃんと見てなかったの、夏場だったので、ちゃんと
冬に見てきます。
- 委員長（赤井睦美君） 高橋組さんのところって時間で車入れなくなってるんでしょ、あ
んな感じで八雲高校のとおりも出雲町のセブンイレブンじゃなくてセイコーマート、あつ
ちのほうも十分通れるんだから時間で通れなくしていいと思ったんですが。
- 委員（佐藤智子君） 親が送っていくからどうなんでしょうね。
- 委員長（赤井睦美君） 車はいいけど歩く人。高橋組さんから八雲町学校って 7 時半から
8 時半まで車が入れないので、それと同じようにしても、回ってはいけるからどうかなって。
もし歩道がどうしても。ただなんか私この調査して、だんだん子どもが少なくなってるから、
あまり歩道とか街路とかってやらなくても、ここは子どもが通りますってことをしっかりと
してたら、その辺の近所の方は気を付けていますよね。

○委員（倉地清子君） 栄町のほうから中から集団で子ども達に来るから、その子たちは信号のところに来る。なので、危険はなく信号も守るし、意外と安全だなんて感じています。

○委員外議員（三澤公雄君） あてられた区域とは違うけれども、今高校の話が出たので、この図でいったら高校のマークあるでしょ、だから色付いた道路から高校に入っていく短い道路、これ調べたら高校の敷地だったので、だから除雪や街路樹の管理は、町は関係がないってことで、一方で保護者のほうから今年は雪が少なかったから雪の問題はなかったけれども、街路樹が、枝が伸び放題で、今言った送り迎えで子どもが来るのがある一方、歩道が使えない、極端な例では高校で一番近い家なんかは、歩道で堂々と常時駐車するんですね、だからそういったことも変な話高校の敷地だから町の指導の範囲外になってるってことで、高校には間接的に申し入れたんですが、なんかそういうのも保護者が声をあげづらい背景があったりして。ちょっとそういうところまで僕ら何かそういった機会があったら目が届かなければいけないのかなと思って。

高校に一度名乗って申し入れ行ったら、あんた誰だって言われて、そういうのは保護者からの意見なら聞くけれども、あんたから聞く必要はないと言われて、私はこういう立場で保護者からこういわれたんですって言ったんだけど、本当に高校の対応は上からだ。あれ普通の人が行ったらどんな扱いされるのかなって。ひどいなって。ただ、すぐにその言われた指摘されていた邪魔な外来樹なんかは枝打ちとかしてくれましたがね。

一方でこの緑色の僕の担当の元町立岩ですが、ご存知のように立岩の自主的な安全運動されている方が、遊楽部橋の手前の昔の土建のところと橋を降りてから高架下をくぐる陸橋くぐるところに入る車の管理も含めて2か所立っているっていうのはずっと続けているので、非常に安心だなんて。登下校の時間に立っていますから、低学年の特別の時間にも立つようにしていますし、地下道も、あれは緑のおばさんっていうんですか、そういう方が必ずいらっしゃるので、ただ下校時の場合は三三五五ずれてくるので、やっぱりドライバーがだいぶ慣れてきてるんだけれども、常時見てないから、本当に子どもに優先になっているかは分かりませんが、定着しつつありますよね。

あとこれちょっと手前みそになりますが、ローソンから立岩方面、場合によっては、山崎は自転車で通学している人もいるんだけれども、三澤牧場より街灯がないんです。僕はみつつも負担しているんですが、浜道路、花浦、山崎繋がっていて、あの街灯も本当に暗くなったときには自転車の明かりが頼りだって。

○委員（黒島竹満君） あそこは町内会ないの。

○委員外議員（三澤公雄君） 町内会はあるけど。

○委員（大久保建一君） 民家がないんですよ。

○委員外議員（三澤公雄君） そうなのさ、だから今からいったら町内会の負担するのも民家もないから、どうやって負担するんだってことが。

○委員（黒島竹満君） それでもつけてもらえるよ。

○委員外議員（三澤公雄君） だから山越地区は光が繋がってるから。

（何か言う声あり）

○委員長（赤井睦美君） 町長全部出すって言ってたから、ここ要望したほうがいいんじゃないですか。子ども達可哀想だもん。

○委員外議員（三澤公雄君） あと先ほど委員長がおっしゃった時間制限は、それ究極の策に近いと思うけれども、安全管理を考えたときに、歩道が拡張できないならそういったことも提言できる場所は議会しかないんじゃないかと思います。

○委員（牧野 仁君） あと私の黄色いラインなんだけれども、この近くに学童保育園さかえっ子あるんですね、この子ども達が自衛隊官舎のほうに向かうのに横断するんだけれども、この地図見ているとおり、さけますこれも名称変えてほしい、これも15年前になくなって。これ今拡幅道路もかかるので将来的なこともあれかなって思っただけで、とりあえず今横断歩道があるのはさけますふ化所にあるので、そこから横断する子ども達に会ったら言ってるんだけれども、中には走りたい子どもがいるんだよね、それを注意したことがある。変なおじさんに注意されたと思ったかも。ここは拡幅道路があるから、将来変わると思うので大丈夫かなって。

○委員（関口正博君） 自分は東町だけあそこはどうしようもないでしょ。郵便局のところ。歩道に乗り上げて交差しないとな。あれは拡幅しようがないし。本局から昔のプロノまで。

○委員外議員（三澤公雄君） ただ本当にあそこ大きい、変な話自分がダンプに乗っていたときダンプで通ったこともあるけれども、そういった規制が本当に必要なのかって吟味させることも含めて議会にしか提言できないのかなって。

○委員（関口正博君） ただ交差点の郵便局の駐車場は危ない。

○委員外議員（三澤公雄君） 事故耐えないよね、バックして。個人で注意しろっていつでも、注意がいき届かないから接触事故は絶えない。

○委員（関口正博君） 出るの怖いよね、入りづらいし。

○委員長（赤井睦美君） これ全部をみんなで見るのは時間の無駄なので、皆さんの意見をもとにちょっと考えて、一度皆さんでここだけは見てほしいってところ。それで提言していきたいと思います。

○委員外議員（三澤公雄君） 予算委員会終わってしまっただけで悪いけれども、今年の防犯カメラの設置の議論が一切なかった。新たに3か所なはずなんだけれども、だからここと思う危険個所とそういった設置される箇所があっているのかどうかも含めて、意味のあるふうにしたほうがいいかなって。

○委員長（赤井睦美君） どこに付くかは総務委員会から報告ありますよね、是非そのときに考えていきたいと思います。

じゃあちょっと二人でピックアップして、皆さんと一度見てみたいと思います。

落部地域や山越地域は危険な場所はないんですか。

○委員（関口正博君） 落部に関しては国道の街路灯ですよね。やっぱり夜、高校から帰ってきて川向の橋は一切ないから。数は少ないけど、学生の数も少ないんだろうけれども、あそこは渡るのが怖いって。

○委員（黒島竹満君） 山越は一人いるからね、子どもの送り迎え。毎日送り迎え。

○委員（倉地清子君） 歩いて。

○委員（黒島竹満君） 旗もって歩いている。毎朝。

○委員（大久保建一君） 下校時もやってるんでしょ。

- 委員（黒島竹満君） やってる。歳いって体悪くなってるけれども。
- 委員長（赤井睦美君） それこそ表彰もんだよね。
- 委員（黒島竹満君） ボランティアがいるから。
- 委員長（赤井睦美君） それではこれで終わります。皆さんから何かありませんか。なければ事務局から。
- 議会事務局庶務係長（菊地恵梨花君） 次回は4月18日木曜日、午前10時を予定しておりますので、よろしく願いいたします。
- 委員長（赤井睦美君） ではこれで終わります。ありがとうございました。

[閉会 午前11時34分]